

CONTENTS

【法律時評】
元首相の「国葬」……西村裕一 1

【判例時評】
振り上げた「拳」の大きさ
——東京地裁令和4年7月13日判決(東京電力ホールディングス株主代表訴訟)……山田泰弘 4

■特集

児童虐待の総合的検討

企画趣旨——児童虐待への支援・介入・刑罰……深町晋也 7

児童虐待の刑罰的規律——児童の健全成長・発達との関係を中心に……深町晋也 9

刑事訴訟法からみた児童虐待……大谷祐毅 17

児童虐待への民事法的対応——親権法改正について……久保野恵美子 23

民法における体罰禁止とその課題——体罰禁止のそのあとに……石綿はる美 31

社会保障法からみた児童虐待……橋爪幸代 37

アメリカにおける児童虐待への対応——家族への介入と支援の視点から……原田綾子 43

児童虐待と司法面接……仲 真紀子 49

児童虐待の法的実務……岩佐嘉彦 55

●新連載
紛争が戦争とならないために——領域支配をめぐる対立の制御における国際法の役割・1
国際法はいかにして紛争の制御に寄与するか
——連載の企画趣旨に代えて……西 平等 102

著作権法と刑法の語らい・1
企画趣旨——連載を始めるにあたって……谷川和幸・西貝吉晃 110
[はるか夢の址事件]「送信可能化」の解釈をめぐって
——著作権法の他の条項との関係も意識しつつ……谷川和幸 112

■小特集

社会問題・環境問題の「司法化(judicialisation)」の論点と可能性(上)——日仏比較の観点から

企画趣旨……アドリエヌ・サラ=笠木映里 62

フランスにおける三つの最高法院での法の動員
——差別への闘いを事例に……リオラ・イスラエル (高村学人 訳) 64

訳者による論文解題……高村学人 71

フランスと欧州における環境問題と司法の役割
……エヴ・トレュイレ (中村草太=イザベル・ジロドウ 共訳) 73

日本における環境問題と司法の役割……大久保規子 78

■特別企画

2020年憲法改革とロシア「立憲主義」の転轍

——ウクライナ戦争への予兆？

解題に代えて——2020年憲法改革とロシア「立憲主義」の位相……佐藤史人 83

ポストコロナル・レンズを通して読み解く2020年ロシア憲法改正
……ヘルベルト・キュッパ (柴田正義 訳) 87

緊張下のグローバル立憲主義——アジアにおける法変容のターニング・ポイントとモデル
としてのロシア憲法改革……アンドレイ・メドゥシェフスキー (中山 顕 訳) 95

●連載
デジタル・プラットフォームビジネス研究の最前線・15
デジタル・プラットフォームにおけるガバナンスとルールメイキング(上)
——あるいは、表現の自由の私法的基礎……津野田一馬・プラットフォームビジネス研究会 118

憲法訴訟の醸成——実務と学説が導く可能性・17
裁判員の権限と義務——裁判員の「独立」を軸として……小西葉子 126

平成民法学の歩み出し・15
債権譲渡法制の「定数」と「変数」——池田真朗『債権譲渡の研究』……白石 大 132

公判外供述の比較法研究・1-2
アメリカの刑事手続上の公判外供述(2)……緑 大輔 138

【特別刑法判例研究】
知情後短時間の所持と所持罪の成否……谷岡拓樹 144

【労働判例研究】
団体交渉応諾命令と労働委員会の裁量
——山形県・県労委(国立大学法人山形大学)事件……丸谷浩介 148

【史料の窓】
写真でみる日中国交正常化——国立公文書館所蔵「歴代総理大臣特別資料」……長谷川貴志 扉

新法令解説……152 文献月報・判例評釈……158 メモランダム……177

解題に代えて

—2020年憲法改革とロシア「立憲主義」の位相

佐藤史人

1 はじめに

2022年2月、ロシアはウクライナに侵攻した。この戦争に合理性を見いだすことは難しく、かかる事実は多くの専門家の予想を裏切ったが、体制転換以降のロシアの軌跡を改めて振り返るとき、我々はそこに2022年に向けた種々の予兆を見つけることができる。その一例が、2020年のロシア憲法の大改正である。ここに訳出した二つの論考は、いずれもロシアの憲法体制、とりわけ、この2020年憲法改正を扱ったものである。

一人目の論者、ヘルベルト・キューパー氏はドイツ・レーゲンスブルクの東欧法研究所の所長であり、ハンガリーをはじめ南欧、ロシアなど旧ソ連東欧地域の法を広く研究する東欧法研究の大家である。一方、アンドレイ・メドゥシエフスキー氏は、モスクワの高等経済学院の教授であり、憲法史、比較憲法学を専門とするロシアを代表する憲法学者の一人である。両氏は、2022年2月14日から15日に名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）で行われた年次国際会議「グローバル化の文脈における現代アジア型立憲主義のアイデンティティとダイナミクス」において報告を行ったが、その内容は2020年ロシア憲法改正のみならず、現下のウクライナ戦争を読み解く手がかりになるとともに、体制転換と憲法変容の関係というより広い論点を考察するうえでも示唆に富むものであった。本企画で紹介するのは、右の報告について両氏自身が執筆したその概要である¹⁾。

2 現代ロシア憲法体制の展開

(1) 93年憲法体制の成立

両論文に触れる前に、その対象となる現代ロシア憲法体制について概観しよう。ロシアでは1989年以降、ソ連邦の解体を挟みつつ数次の憲法改正を通じて脱社会主義化が進んだ。1993年にはポスト共産主義の新憲法構想をめぐって改革の推進者である大統領と議会とが対立したが、かかる危機は大統領が議会を武力鎮圧することで「解消」され、12月12日の国民投票の結果、現行のロシア連邦憲法（以下、「93年憲法」という）が制定された。

93年憲法は、メドゥシエフスキー論文が指摘するように「当時の最もリベラルで親西欧的な法令」であった。人とその権利は最高の価値とされ、人権規定の条文ではヨーロッパ人権条約や西欧の諸憲法が参照され、外国人専門家の意見によりオンブズマンや地方自治が導入された²⁾。国際法の一般原則や国際条約は、ロシアの法秩序の構成部分とされ、それらの法律に対する優位が謳われた（15条4項）。同時に、93年憲法は、その制定過程を反映し、憲法秩序の擁護者としての強力な大統領職を導入した。大統領は三権を超越する国家機関の仲裁者とされ、そうした位置づけは、大統領を、憲法および人権の保証人、国の主権・独立・一体性の擁護者、国家機関の活動の調整者であると定める憲法80条2項に反映している。

1) 詳細な英文の論考は、Nagoya University Asian Law Bulletinに近く公表される予定である。また、上記の国際会議の企画、運営に携わられたアジズ・イスマートフ名古屋大学特任講師には、本企画を掲載するにあたり、各論文の著者との調整などで多大なご助力を賜った。ここに記して感謝の意を表したい。

2) Sergei Belov, Russia: Foreign Transplants in the Russian Constitution and Invisible Foreign Precedents in Decisions of the Russian Constitutional Court. In T. Groppi & M.-C. Ponthoreau (eds.), *The Use of Foreign Precedents by Constitutional Judges*, Hart Publishing, 2013.

(2) 93年憲法体制の展開

93年憲法体制に埋め込まれた上記の2要素は、やがて後者（強力な大統領）が前者（立憲主義的価値、抑制と均衡の制度）を侵蝕する形で問題を顕在化させた。90年代には、大統領による法規創造、憲法および法律の明文の根拠を欠くチェチェン共和国への軍隊投入などが憲法裁判所によって正当化され、大統領権力は肥大化した。2000年代以降も、連邦制、地方自治を蝕む集権化が続き、2011年末の下院議員選挙不正疑惑を契機とする市民の大規模な抗議運動の直後に始まった第3期プーチン政権以降は、対外的には既存の国際秩序の実行を改めようとする新修正主義、対内的には文化保守主義の傾向を強めた³⁾。こうした93年憲法体制の実質的な変容を総括したのが、2020年の憲法改正である。

(3) 2020年憲法改正

2020年1月15日、プーチン大統領は教書演説の中で憲法改正構想を発表し、3月には憲法改正案に大幅な修正が施された上で議会を通過、憲法裁判所が手続的、内容的に憲法改正案は合憲であることを確認した上で、6月末の国民投票を経て、7月1日に憲法改正が成立した。

改正箇所は、全206カ所、50以上の条文に及んだ。しかし、その対象は憲法第3章から第8章までの統治機構に関する章に集中し、憲法の基本原則を定める第1章、権利章典を定める第2章、憲法改正手続を定める第9章は手つかずであった⁴⁾。ただ、実際にはこの改正により93年憲法の基本原則が修正されたとみる論者は多く、その手続には疑義が呈された。その一例が、ナショナル・アイデンティティについて定めた67条の1第2項と68条1項である。前者は988年にキエフ大公ウラジーミルが正教を受容したことを念頭に置きつつ、ロシアは「千年の歴史によって統合」された国であり、「神への信仰を我々に伝えた祖先の記憶」を維持すると謳い、後者はロシア語が国家を形成する民の言語であると定め、憲法裁判所は、この条文が国制を形成する上でこのエスニックな意味でのロシア人の役割を認めるものであると説明した⁵⁾。93年憲法は「多民族からな

る人民」、すなわちシビック・ネイションを主権主体としたが、この改正を通じ、主権主体はエスニックなそれへと転換した。「国外同胞」の権利、利益のロシア国家による保護義務を定め、ウクライナ戦争後に再注目された改正69条3項もこの動きと軌を一にする。

このほか、大統領職を務める（た）者の任期数をゼロにする81条3項の1など、改正対象は幅広い条文に及んだ。前述のように、そうした改正事項の多くは憲法の基本原則や権利章典の内容に変更を迫るものであったため、当該改正は権威主義的専制への回帰、あるいは93年憲法が敷いた民主化の道からの質的転換と見なされたり、この憲法改正は一貫性を欠き、憲法が「つぎはぎの毛布」になると批判されたりした⁶⁾。

3 ロシア憲法分析における パラダイムの転換!

(1) ポストコロニアル・レンズ

体制転換以後、旧ソ連東欧地域の憲法変容を分析する道具として依拠されることが多かったのが移行論パラダイムである。ここでは、権威主義体制が崩壊した国は、民主化に向けた移行国とみなされ、民主化は本質的に自然なプロセスであると考えられた。民主化の遅れやその逆行に着目する研究であっても、権威主義と民主主義の関係が分析の主な尺度となっている場合には、基本的にこのパラダイムを共有するものとみることができる⁷⁾。

こうした視点は、体制転換直後の憲法体制の変動を分析する上では有用であったが、近年ではその限界が感じられることも少なくない。その一つが2020年憲法改正に体系的な説明を与えるという課題である。これに対し、従来とは異なる角度から憲法改正に光を当て、その一貫した意味を抉出しようとするのが、キューパー論文の紹介するポストコロニアル・レンズである⁸⁾。これは、植民地支配の過去が旧植民地および旧宗主国に及ぼす影響に着目して憲法の動態を検討する視座であり、キューパー氏は、ソ連崩壊を脱植民地化とみなし⁹⁾、一般には第三世

界の旧植民地国家に適用されるポストコロニアル理論を「第二世界」に適用する。この理論のもとでは、主な検討対象を人権保障と違憲審査制に据える従来の移行論パラダイムとは異なり、その関心は異なる方向、すなわち、対外・対内主権、実効性のある国家建設、国民形成といった領域に向かう。それらはいずれも2020年憲法改正に深く関わる領域であった。

(2) グローバル立憲主義のオルタナティブとしての 防衛的立憲主義

前述の移行論パラダイムでは、ポスト権威主義国家における憲法体制は収斂することが想定される。これに対し、グローバル化を通じた憲法体制の拡散（断片化）という視点から2020年憲法改正を検討するのが、メドゥシェフスキー論文である。彼は、移行論に見られる目的論的アプローチないしは価値論的アプローチとは異なる視点から、これまでロシアの体制移行を分析してきた。本企画の論文では明示されていないものの、ロシアの憲法動態を把握する彼の方法の基礎にあるのが、ギリシア哲学の政体循環論にも似た「憲法循環」という視点である¹⁰⁾。そこでいう循環とは、脱憲法化（旧憲法の正当性の喪失）に始まり、憲法化（新たな憲法の制定）を経て再憲法化（憲法改正を通じた旧憲法のルールの復活）によってその出発点へと戻り、しばらくすると次の循環へと進むプロセスを指す。メドゥシェフスキー氏によれば、ロシアは、発達した市民社会や法文化といった立憲主義を形成する社会的基盤を欠くがゆえに、こうした循環を繰り返さざるをえず、憲法の連続性を維持しつつ変革が進むアングロ・サクソンのような線形的（linear）発展を実現することができなかった。ロシアは、これまでに第一次ロシア革命、第二次ロシア革命という二つのサイクルを経験し（それらはいずれも名目的立憲主義に行き着いた）、現在は、体制転換期に始まる3回目のサイクルの途上にあるとされ、2020年憲法改正は、「名目的ソビエト立憲主義」との連続性が回復される再憲法化の

時代として位置づけられる¹¹⁾。

この3回目のサイクルの第3段階の特徴を比較憲法学の立場から検討したのが本企画の論文である。ここでは、グローバル化の進展に伴い国際情勢における非対称性、利益の断片化が生じるなかで、西側タイプの立憲主義、リベラルデモクラシーが説得力を失い、国際的な立憲主義における収斂と断片化のプロセスが競合する時代として現代が把握され、2020年ロシア憲法改正は、こうした新しい現実に対する体系的な適応形態の一つであるとされる。国家主権の保護に国際法を従属させ、帝國的イデオロギーに憲法上の優越的地位を与え、憲法を超越する大統領が国家の手綱を握る2020年改正憲法の本質を、メドゥシェフスキーは、グローバルなりベラル立憲主義に対する守りの法的戦略、防衛的立憲主義と特徴付け、それが国際的な立憲主義における断片化プロセスのモデル、実効性ある選択肢になっていると指摘する。

(3) 新たなパラダイムが照らし出すロシア憲法体制

キューパー、メドゥシェフスキー両氏の論考が描き出す新たなロシア憲法像の特徴として、次のような点が指摘できるであろう。

第1に、2020年憲法改正の射程である。キューパー論文は、この問題をポストコロニアルの問題、より正確には海外植民地帝国とは異なる地続きの帝国を擁する旧宗主国の問題として取り上げることによって、ロシアの特殊性を浮かび上がらせる¹²⁾。これに対しメドゥシェフスキー論文は、グローバル化に伴う憲法の断片化に対応するモデルの一つとして取り上げることで、ロシア憲法改正のより一般的な側面に光を当てる。そこには、西欧リベラリズムに埋め込まれた「ヘゲモニー」、「イデオロギッシュな幻想」への批判的視座も含まれているため、彼の議論にロシアの現状に対するある種の弁明を見いだす者もいるかもしれない。しかし、同氏は本稿末尾の引用にも見られるように近年のロシアの動向に厳しい

8) 詳しくは以下を参照されたい。William Partlett & Herbert Küpper. *The Post-Soviet as Post-Colonial: A New Paradigm for Understanding Constitutional Dynamics in the Former Soviet Empire*, Edward Elgar Publishing, 2022.

9) キューパー氏は、帝国=中心とサバルタン=周辺の間での「権力の配分における平等」の有無を植民地主義の基準とする。Ibid., p. 17.

10) Andrei Medushevsky, *Russian Constitutionalism: Historical and Contemporary Development*, Routledge, 2006, pp. 8-18.

11) Медушевский А. Возрождение Империи? Российская конституционная реформа 2020 на фоне глобальных изменений // Вестник Европы. т. 53. 2020.

12) なお、キューパー氏（およびメルボルン大学のパートレット氏）は、他の旧ソ連構成共和国、東欧の旧社会主義国にポストコロニアル理論を適用し、それが広く旧ソ連東欧圏の憲法変容を読み説く手がかりになると主張している。See Partlett and Küpper, op. cit.

3) Richard Sakwa, Is Putin an Ism?, *Russian Politics*, 5 (3), 2020.

4) 憲法第1章、第2章、第9章を改正するには、連邦議会各院の特別多数の議決に加え、憲法（制定）議会を招集したうえで、その特別多数によって新憲法を採択するか、国民投票に付さなければならない（135条）。これに対し統治機構の章は、より簡便な手段で、すなわち、連邦議会各院の特別多数による議決に加え、連邦構成主体（州など）の議会の3分の2の承認を得ることによって改正することができる（136条）。今回の改正は、136条によりつつ、憲法上は不要な国民投票もあわせて実施された。

5) Заключение Конституционного Суда РФ от 16 марта 2020 г. № 1-3.

6) Мазаев, В., Политический посыл понятен, но правовой образ не завершен // Конституционный вестник. № 5. 2020. С. 159.

7) See Thomas Carothers, The End of the Transition Paradigm, *Journal of Democracy*, no.1, 2002.

視線を向けており、ロシアの現状を肯定する保守派とは一線を画している。

第2は、93年憲法と2020年憲法改正の関係である。移行論的視座からは、「民主的な」93年憲法と「権威主義的な」2020年憲法改正の間に質的な断絶が看取される傾向があると思われる。この点はメドゥシェフスキー氏も同様であり、93年憲法が最も西側的であることを指摘しつつ、2020年憲法改正を「法的クーデタ」と評する。これに対しキューパー論文は、2020年憲法改正が「質的というよりは量的な」変化に過ぎないと主張する。その根拠は、93年憲法に埋め込まれた対内的植民地体制の維持という要素であった。かかる理解は、従来、西側的と評されてきた93年憲法に新たな光を投げかける。

第3に2020年憲法改正の動因に関する両者のアプローチの相違にも着目したい。ロシアを旧宗主国という視座から把握するキューパー論文の場合、憲法改正を規定する要因は、強国・大国・帝国としてのロシアの伝統的国家哲学、植民地帝国の歴史に求められることになり、その根はおそらくはモスクワ大公国にまで遡るものと思われる。彼は、ロシアの権威主義体制を「[皇帝ではなく] ツァーリからソビエトに至る伝統」と呼ぶ。かかる視点に立つ場合、93年憲法は、初めから失敗を運命づけられていたかのような色彩を帯びる。2022年の現状において、かかる視座に一定の説得力が感じられるとはいえ、このレンズを適用する際には、それが宿命論に陥らないよう配慮することが求められる。

一方、メドゥシェフスキー論文には、この点で両義性が認められる。憲法循環論から見た場合、2020年憲法改正は、1906年に成立した外見的立憲主義体制、1918年の憲法制定会議の解散後に成立したソビエト政治体制にも似た新たな権威主義的立憲主義体制の到来を意味し、ロシアの伝統的な憲法変動のパターンを再現するものとして理解される。他方で、2020年憲法改正をグローバル化への応答の一形態とみる場合、この論点をすぐれて現代的な問題として検討することが可能となる。また、かかる視座を導く際に、彼が「法の認知科学」の立場からアプローチしている点が注目される。これは法的決定を下す主体の意思決定、動機に関心を向けるアプローチであり、決定論に陥らずに憲法の動態を把握する可能性を提供するように思われる¹³⁾。

4 結びにかえて

本企画で紹介する二つの論文は、現代ロシア憲法体制に関心がある者だけでなく、現下のウクライナ戦争に関心を寄せる者にとっても、その憲法上の背景を理解する上で多くの示唆を与える。ところで、ウクライナ戦争を把握する際、その基本構図として、民主主義対権威主義、立憲主義対専制という二項対立図式のフレームワークが使われることも多い。その当否を吟味し、そうした言説とグローバル立憲主義との関係を検討する際に参照すべきと思われるのがスラヴォイ・ジジエクの以下の指摘である。「『ヨーロッパ[本稿の文脈では、民主主義、立憲主義と言い換えられよう]を擁護する』というだけでは十分ではない。わたしたちが本当に行うべきなのは第三世界諸国に訴えかけ、世界の諸問題に関して、私たちにはロシアや中国よりもよい選択肢を提供できると説得することだ。そして説得を裏切るものとする唯一の方法は、……あらゆるかたちの新植民地主義を断固として根絶することだ¹⁴⁾。はたしてロシアの示す選択肢、すなわち、2020年ロシア憲法改正が提示した「グローバルな防衛的立憲主義」は、「わたしたち」を上回る説得力を有しているのだろうか。この問いに答えるにあたっては、まず、ロシアの2020年憲法改正は憲法の基本原則(第1章)を取り替えるだけの対抗原理を発明できなかったこと、したがって、キューパー氏も指摘するように、マルクス・レーニン主義を掲げ西欧に代わる魅力的な選択肢として振る舞ったソ連とは異なることを指摘しなければならない。同時に、メドゥシェフスキー氏による以下の冷静な指摘もあわせて傾聴に値するであろう。「長期的にみれば、このような[2020年憲法改正によって導入された]システムのリソースは歴史的に限定されており、このシステムは立憲民主主義からの根本的な問いかけに答えることができず、外見的立憲主義の修正版の一つにとどまらざるを得ないのである。」¹⁵⁾

(さとう・ふみと 名古屋大学教授)

ポストコロニアル・レンズを通して読み解く2020年ロシア憲法改正

ヘルベルト・キューパー¹⁾ 柴田正義¹⁾ (訳)

1 はじめに

2020年のロシア憲法改正は、学術界において大きな注目を集めた。ロシア連邦大統領および多くのロシア人法学者がこの改正を「いつものこと」と軽視する一方で、国外の学者は、これをロシアのポスト権威主義時代の終焉であり専制への逆戻りであると理解する。本稿では、「憲法と法のポストコロニアル理論」という従来とは異なる視点を提示する²⁾。[本稿の角括弧は訳者による補足を表し、ローマ数字の訳注は文末に示す。]

2 ポストコロニアル・レンズと旧宗主国

一般にポストコロニアル理論は、そして特殊には憲法と法のポストコロニアル理論は、通常、植民地化されたサバルタンに対する(過去の)植民地支配の影響力に着目する。ロシアは、ツァーリ時代およびソヴィエト時代において植民地ではなかったが、植民地帝国の中心であり、その地位を再び獲得しようとしている(ここが本稿のテーゼである)。それゆえ、旧宗主国に対するポストコロニアル・レンズをロシアにも適用する。

ポストコロニアル理論において、植民地主義および脱植民地化が、旧宗主国およびその憲法動態に対してどのように影響するのかを研究対象としたものはわずかである。フランスやイギリスを除く、(ツ

ァーリ時代を含む)ロシア帝国のような「地続きの」植民地主義を含む旧植民地大国における憲法の発展に、脱植民地化がどのような影響を及ぼしたのかを検討したものは、実際のところ皆無である。

このように具体的な研究がなされてこなかったとはいえ、植民地帝国の終焉が旧宗主国に対して何らかの影響を及ぼすことは必然である。それゆえ、ポストコロニアル・レンズを現代ロシアにおける憲法改正に適用することで、我々は、ロシアにおける憲法の実態をより深く理解することができる。また、ポストコロニアル理論にさらなる事例研究を付け加えることになるだろう。

3 2020年ロシア憲法改正

ロシアの2020年憲法改正は、1993年以降、最大規模の憲法改革であり、憲法の文言の大部分に影響している。憲法改正の眼目は、「ゼロカウント(obnulenie)」にある。すなわち、プーチンの大統領任期のカウントをゼロに戻し、同一人物の大統領就任可能回数(いまなお回数に限りはあるが)を、プーチン大統領については新たに数えなおすというものだ。この結果、プーチンは2036年まで大統領にとどまることが可能となる³⁾。

2020年憲法改正は、「ゼロカウント」のほか、権力配置に多大な変化をもたらし、基本権を補足し、国家のアイデンティティ規範に様々な修正を加えている。これらの変化のほとんどは目新しいものでは

1) 東欧法研究所所長。URL: www.ostrecht.de. E-mail: herbert.kuepper@ostrecht.de.

2) この視点について、詳細は以下を参照。William Partlett and Herbert Küpper, The Post-Soviet as Post-Colonial. A New Paradigm for Understanding Constitutional Dynamics in the Former Soviet Empire (Cheltenham: Elgar, 2022).

3) 改正ロシア連邦憲法[以下、「改正憲法」とする。特にことわりのない限り、2020年の憲法改正を指すものとする。]81条3項の1[同一人物がロシア連邦大統領の職に就任することのできる任期の回数を制限する81条3項の規定は、ロシア連邦大統領の職に就任した(または)就任している者に対し、関係する制限を課す本憲法の改正の施行時にその者がこの職に就任した(または)就任している任期の回数を除外して適用し、右規定が許容する任期の間ロシア連邦大統領の職に就任する可能性を妨げない。][なお、ロシアでは、新たな条項が挿入された場合、その枝番号を「……の1」から表記する。]

13) См. Мудушевский А. Политические сочинения. М.; СПб., 2015. С. 9-29.

14) スラヴォイ・ジジエク『ウクライナと第三次世界大戦』世界臨時増刊957号(2022年)185頁。

15) Медушевский А. Возрождение Империи.

ない。2020年以前から、それらは法律や下位法令、あるいは政治的慣行の中に存在していた。今や、それらは憲法に明記されたのである。

ポストコロニアル・レンズの下では、すべての改正条項が重要というわけではない。例えば、新設または拡大された社会権は、ポストコロニアルの憲法動態の観点からは中立的である。この条項の主要な機能は、人々が、憲法改正の「協議」の場で賛成票を投じるためのエサとなることであった。

以下では、分析上の理由から、ポストコロニアルの視点と関連する憲法改正条項を、次の3グループに分類する。

第一に、対内的規定である。これらは、権力構造に関するものであり、頂点に君臨する「強い男」が体現する「強い国家」を作り上げ、あるいはより強固なものとする。換言すれば、専制的要素を強めるものである。

第二に、対外的規定である。これらは、世界におけるロシアの位置づけ、ならびにかつての帝政期およびソヴィエト期の植民地主義と現代ロシアとの関係に関するものである。

第三に、ロシア国内における国際法の位置づけに関する規定である。これらは、対内的規定と対外的規定とを結びつけるものである。

憲法改正条項の分析に立ち入る前に、憲法の実態について一瞥する。そこにロシアが再び植民地帝国の中心となるための政策を追求する兆候を見出すことはできるのだろうか。

4 ロシアは再び植民地大国となりつつあるのか

ロシアが、より正確にはロシアの指導者が、宗主国としての役割を志向しているかという問いは、憲法上の問題というよりはむしろ政治的問題である。それゆえ、ここではロシア連邦の政治過程について概観する。

(1) エリツィン時代——対外的植民地主義の終焉と対内的植民地主義の維持

1990年代のロシアは、ソヴィエト帝国の終焉を受け容れたように見えた。ロシアは旧ソヴィエト諸共和国を独立国家として承認し、これらの諸国家に対して、国際法、特に国連憲章の定める国家の(形式的)平等原則に基づく対外政策を実施した。かくして、ロシアは帝國的役割を放棄し、「普通の」国家

として、国際社会や国際政治・国際法の世界に溶け込んでいったのである。

同時に、1991年以降のロシアは、ロシア連邦の解体に激しく反対した。このことは、チェチェン戦争によくあらわれている。このように、1990年代のロシアは、対外的植民地こそ手放したものの、国内では植民地体制を継続させた。ツァーリ時代およびソヴィエト時代と同様に、1991年以降のロシア連邦においても、(民族的な意味での)ロシア人が支配的な中心とサバルタンである非ロシア人の周辺とを明確に区別することができる。ロシア人の中心は、少なくとも部分的に、人種的な基準や方法に基づき、サバルタンである非ロシア人に対する支配的地位を確立している。その支配は、チェチェン戦争にみられるように、本質において暴力的なものである。非ロシア人の周辺に対するロシア人の支配は、一般的な植民地主義の定義と完全に一致する⁴⁾。植民地化された地域が外国ではなく中心に隣接する地帯であるという事実は、その支配の植民地的性質に疑問を呈するものではない。この対内的植民地主義は、「多民族からなる連邦人民」なる憲法の文言と非対称的連邦制とによって憲法上覆い隠されている。他の憲法上の文言は、現在進行中のロシア連邦における中心・周辺をめぐる植民地主義の性質についてより直接的に表現している。まず、「ロシア連邦(Rossiiskaya Federatsiya)」という国号通り、ロシアは、民族的な意味(この場合は「russkii」である。)をもたない「Rossiiskii」の連邦として自らを定義した⁵⁾。帝國的なロシア国家の伝統によれば、ここでいうロシアとは、民族的な意味でのロシア人が居住していた地域よりずっと広大でありながら、民族的な意味でのロシア人が支配的であった地域を指す。1993年憲法は、国号の場合とは逆に、ロシア人(「russkii」)とロシア語(これも「russkii」である。)の指導的役割に関する条文においては、民族的な意味でのロシア人の優位性を示している。

(2) プーチン時代——「ロシア帝国」の再建を目指して

プーチン大統領就任から数年後、ロシアが再び世界の大国になろうとしていること、またソ連がかつて世界において占めていた地位を求めていることが明らかになった。ロシアは、自身がアメリカや中国と同格であると妄想してきたし、今でも妄想している。無論、この幻想や願望は事実から生じたもので

はない。アメリカや中国といった二大大国と比較すると、ロシアは政治的魅惑、実体経済、ソフトパワーに欠ける。これらは、「進歩的」なマルクス・レーニン主義を掲げ、自らを西欧型資本主義に代わる魅力的な選択肢として掲げたソ連と大きく異なる点である。

エリツィンのロシアが帝国の消滅を認め、対内的植民地主義で自己完結していた一方で、プーチンのロシアは、国境を超える野心を内に秘めている。第一に、ロシアは旧ソ連圏を「近い外国(near abroad)」すなわち他の勢力を一切許容しない自国の勢力圏として定義している。NATOは旧ソヴィエト諸共和国を加盟国として受け容れるべきでないとするプーチンの要求には、ロシアの排他的な勢力圏に対する主張があらわれている。この「近い外国」において、ロシアはもはや旧植民地の主権を認めていない。このことは、クリミア併合、ウクライナ東部への干渉、2022年2月に開始したウクライナへの侵略戦争、政府の意に反してモルドヴァやジョージアに駐留するロシア軍、アルメニアとアゼルバイジャンの中立的な仲裁者としての役割、2022年1月のカザフスタン騒擾における友好的支援にみられる。

プーチン(のロシア)は、旧ソ連圏を超えて世界の大国となり、こちらの方がより重要であろうが、大国として受け容れられることを望んでいる。シリアやリビアへの介入、アフリカ諸国における傭兵、NATOは東欧諸国から手を引くべきとする主張は、ロシアが「近い外国」を超えて、世界規模の国際政治の場において中心的役割を担うことを望んでいることの証左である。上記のことは、他国の利益をロシアの利益に従属させることも含む。プーチンは、ロシアが世界的に重要な帝国になることを望んでおり、他国の主権を軽んずるロシアの姿勢は、まさに植民地主義そのものである。

プーチンの植民地主義的な野望は、もはや国内にとどまらず、国外に向かい、「近い外国」に、そしてさらに遠方へと広がってゆくだろう。エリツィンの自己完結的な対内的植民地主義は、拡張的な対外的植民地主義へと転換してきている。ロシアは、再

び植民地帝国の中心となり、自らを再帝国化しようとしている。このことは、プーチンがしばしば口にする「ソ連崩壊は20世紀最大の地政学的な惨事だった。」という言葉にあらわれている⁶⁾。

以下では、ロシア指導者が抱く上記の新帝国主義的野望に対して、2020年憲法改正がどのように役立っているのかを検討する。

5 ロシアの対内的帝国主義化——「強い男」が体現する「強い国家」

(1) 憲法改正の内容

最高の国家諸機関に関する憲法改正により、大統領の地位が強化された。その一例が、83条に新たに追加された大統領権限である。新規定の中には、大統領に対する議会の権限を強化したように見えるものもある。しかし、より詳細に分析することで、上記の変化は、大統領にとっても同様に有利に機能することが明らかになる⁸⁾。このように、最高の連邦諸機関に関する新規定は、大統領に権限をより集中させ、他の連邦諸機関を立憲主義国家の単なる見せかけにまで貶めているのである。強大な大統領への権力集中がエリツィン時代に始まり、すでに2020年憲法改正以前にプーチンにより強化されていたことに注意する必要がある。しかし今日では、憲法それ自体が強大な大統領権限について明示しており、これまでは憲法の外部にあった「皇帝大統領制(crown presidentialism)」に新たな性格を付与している⁷⁾。

この憲法改正による中央集権化は、他の国家機関に対する大統領の専制を強化しただけではない。憲法改正は、連邦制⁸⁾と地方自治⁹⁾の影響力を縮減させた。なお、これらの制度は、本来ならば、政治機構を分散させ、さらなるチェック・アンド・バランス機能を付け加える可能性をもつ。憲法改正は、特に大統領が保障する「公権力の統一的体系に属する諸機関」なる新制度を導入することにより、この可能性を引き下げた¹⁰⁾。「公権力にかかる諸機関の統一的体系」は、あらゆる国家権力機関を(「ロシ

5) 我々が知る限り、プーチンが最初にこう述べたのは、2005年4月25日の教書演説においてである。

6) European Commission for Democracy through Law (Venice Commission), Russian Federation Interim Opinion on Constitutional Amendments and the Procedure for their Adoption (19-20 March 2021) CDL-AD (2021) 005 Or. Engl., no 68-109. William Partlett, "Russia's 2020 Constitutional Amendments: A Comparative Analysis," Cambridge Yearbook of European Legal Studies 23 (2021): 311-342. Partlett and Küpper (n 2), 36-60.

7) William Partlett, "Crown-Presidentialism," I-Con (2022): 1-33.

8) 例えば、改正憲法67条1項2号、および新たな連邦の権限に関する改正憲法71条および72条。

9) 例えば、改正憲法131条1項の1。

10) 例えば、改正憲法80条2項および132条3項。

4) Partlett and Küpper (n 2).

アの地方自治制度における行政単位を指す] 連邦構成主体と地方政府に対立する形で) 連邦レベルに集約し、連邦大統領に就任した個人に(他の連邦機関、例えば議会や政府に対立する形で) 集中させるのである。

この超中央集権的な権力配置は、基本的に外敵と認識される外の世界からロシアを守るために、ロシアという国家は強くあり続けなければならないのだというロシアの伝統的な国家観に適合する。こうした考え方の下では、ロシアという国家が強いといえるのは、国家を体現し率いる強い男(女性ではない)が頂点に君臨するときである。ツァーリ時代およびソヴィエト時代の一時期、例えばスターリン時代において、この思想は一般的であった。頂点に君臨する一人の男に依存する国家体制が強いのではなく最も弱く脆いということは、ツァーリ支配やソヴィエト支配の下で生じた数えきれない危機が示す通り、明白である。それにもかかわらず、一人の強い男が守護者となる強い国家を嚮望することは、ロシアの古典的な立場でありプーチンの立場でもある¹¹⁾。

(2) 憲法改正をどう捉えるか

ポストコロナル・レンズを適用する前に、民主的立憲主義(democratic constitutionalism)の伝統的な理解により、大統領への権力の超集中化をどのように捉えようのかを検討する。

(a) 民主的立憲主義

民主的立憲主義は、すべての権力が国家元首に集中し、それによりチェック・アンド・バランスの機能が低下し民主的参加の道が狭隘化することを、ポスト権威主義から[権威主義へ]の後退とみなす。かかる考え方のもと、1990年代のロシアは、権威主義的専制というツァーリからソヴィエトに至る伝統から自らを解放し、民主的立憲主義を構築しようとした。この説は、その証左として改正前の1993年憲法を挙げる。

原点たる1993年憲法と比較すると、2020年憲法改正は、前民主主義的専制への回帰のように見える。民主的立憲主義が判別基準としているのは、伝統である。結局、古い伝統と古い考え方は、「新しい」ポスト権威主義、民主主義、立憲主義の思想よりも強いということが判明したのである。

(b) ポストコロナル理論

ポストコロナル理論によれば、大統領への権力集中が進行することは、プーチン個人の権力を強化

し、体制の専制的性質を深化させるにとどまらない。これに加えて、ロシアという国家をロシアの伝統的で新しい(traditional-new)国家観という観点からみると、地政学的帝国化ないし大国化という野望を達成するための効果的な道具であるということになる。ロシア的な理解によれば、ロシアという国家は、彼、すなわち強い男が、国内で支障なく行動できる場合にのみ、重要な国際的役割を果たすことができるのである。

それゆえ、憲法改正は、大統領の対外的活動の自由を規制するあらゆる対内的メカニズムを縮小させている。すなわち権力分立、チェック・アンド・バランス、連邦制、地方自治制度は、大統領の進む道に抗う障害として捉えられる。これらの諸制度を廃止することは、ロシアという国家を(植民地的な、あるいは帝國的な)中心としての立場に相応しい形に変え、「強化」していくことであるとみなされる。専制的な超然大統領制は、ロシアという国家が積極的かつ巧みにグローバルな役割を果たしていくための必要条件であると考えられている。

ポストコロナル理論による理解は、ロシアの憲法動態のポスト権威主義的な理解に代わるものではなく、むしろ補完するものであるということ、再度強調しておく。まず実務において行われ、2020年に憲法の条文にまで及んだ民主的立憲主義の漸進的廃止は、プーチン個人の権力を強化した。しかし、プーチンの課題は、国内の専制にとどまるものではない。彼には、ロシアの自己完結的な国内的植民地主義を超え、帝國的役割を回復するという野心がある。すなわち、彼は、世界のリーダーの一人になることを、より重要なことには、リーダーとして受け容れられることを、望んでいるのである。この対外的な野望を達成するため、彼は、ロシアという国家を彼が必要とする道具に合うように変えていかねばならないのだ。

6 世界におけるロシアの位置づけ

——帝国としての過去と帝国としての未来

(1) 憲法改正の内容

ロシアの1993年憲法は、ロシア・ソヴィエトの伝統的な例外主義および世界からの孤立と決別したものとして、広く理解されている。これは、国際社会の一員になろうというロシアの願望を示している。それゆえ、1993年憲法は、ロシアが国際政治・国際

法の世界に溶け込んでいくことを認めている。このような憲法上の文言は今なお存在するが、憲法改正により異なる目的をもつ新たな条文が導入された。

第一に、新たな67条の1第1項は、ロシア連邦がソ連の法的承継者であると宣言している¹²⁾。今日、ロシアはかつて植民地の中心であったという立場を、正式に、法的に選択している。2020年以前のロシアは、例えば国連安全保障理事会における拒否権をソ連から引き継ぐなど、憲法上の規定に依拠することなくそのようにしてきた。ソ連の政治的、法的承継者としてロシアが自ら確立した役割を疑問視する声は、国際慣行上皆無であった。それゆえ、ロシアがソ連の承継者であることを主張する対外的な理由はない。67条の1第1項には、対内的な理由があるはずである。

ソ連を今日のロシアの帝國的な前任者と見立てることは、帝國的ノスタルジーであり、ソヴィエトの「偉大さ」を継続させたいという願望なのだろう。過去の「偉大さ」へのこのノスタルジックな思慕は、第二次世界大戦に関連する新たな憲法の条文においてより顕著である。今や、ロシアは、大戦におけるソヴィエトあるいはロシアの勝利の記憶を守っている¹³⁾。

第二に、新たな69条3項の下で、ロシアは「同胞」、すなわち民族的な意味でのロシア人や国外の旧ソヴィエト市民に対して責任を負う¹⁴⁾。これは、旧ソ連圏(いわゆる「近い外国」)に限定されるものではなく、あらゆる場所のロシア人に適用される。2020年以前、この責任は、(今でもそうだが)法律に明記されていた。実際には、「同胞」への配慮は、ロシアが「近い外国」において「人道的介入」と称する活動、例えば、ジョージアへの軍事進攻を実施するためのテコとして使用されている。今日のウクライナ侵略戦争は、あるロシア側の主張によれば、ウクライナ国家により人権が侵害されていると言われている市民を、ロシアが守るためのものである。かかる主張において、ロシアは他者には認めない権利を前面に押し出すことで、ツァーリからソヴィエトに至る伝統的な例外主義に回帰している。ロシアは、「人道的介入」という文言を掲げて他の国家に介入する権利を主張しているが、他の国家が同様のことをしようとするときには、そのような道具

立ては国際法には存在しないとして厳しく非難するのである。コソボにおける大量虐殺を抑え込むためにNATOが介入する権利をロシアが否定したのがその一例である。

第三に、新たな条文は、ロシア連邦の主権、領土の一体性¹⁵⁾、そして内政に対する不干渉原則を強調している¹⁶⁾。明示されているわけではないが、不干渉原則はロシアに対する外国の干渉を排除する一方通行の原則として設計されており、ロシアが他国に干渉することを禁止するものではない。このことは、ロシアによるウクライナへの侵略戦争によくあらわれている。ロシアは、ウクライナ侵攻の理由として、ロシア市民およびウクライナ市民双方をウクライナによる人権侵害の疑いから保護する必要性、および「ナチス的」レジームであるという疑いがかけられている現在のウクライナ政府の体制をロシアが転換させる義務を挙げている。

より「強固な」外交政策を基礎づけるだけでなく、ロシアの主権と一体性を強調することには対内的な意味がある。ここでは、ロシア連邦の崩壊を防ぐことが意図されている。チェチェン戦争終結以降、論ずるに値する分離主義的ないし領土回復主義的傾向はみられず、連邦崩壊は現実的な問題ではない。それにも関わらず、新たな条文は、国外および国内の潜在的な分離論者たちに対して、帝国を維持し続けるというロシアの意思を明確に打ち出した。この対内的側面は、連邦内にいる民族的意味でのロシア人の結束を固める際にも言及され、他の者、すなわち「多民族からなる」ロシア人民の一部を構成する民族的意味での非ロシア人の地位に対するリップサービスとも関連付けられる¹⁵⁾。

新たな条文は、上級公務員が二重国籍を保持し、外国に住所または資産を持つことを禁じている¹⁶⁾。2020年以前は、憲法とは矛盾する形で、法律がこれらの制限について規定していた。2020年には、かかる制限が憲法レベルに引き上げられることでその違憲性が解消された。これらは、ロシアの伝統的な対外不信を反映している。ロシア側から見れば、これらの規制は、ロシアの公職者に対する諸外国の影響力のもとを弱め、ロシアを外の世界に対してこれまで以上に独立させ、ロシアが再び植民地の中心となる資質をより高めるものである。

12) 改正憲法67条の1第3項。

13) 改正憲法67条2項の1、67条の1第1項、83条7号。

14) 改正憲法79条の1。

15) 改正憲法68条1項、同4項、69条3項。

16) 一般規定は改正憲法71条18号。多くの憲法改正条項が、様々な公務員に対する要件を具体化している。

11) Markku Kangaspuro, ed., Russia: More different than most (Helsinki: Kikimora, 1999).

第四に、新規定はロシア連邦の拡張的な性格を強めた。1993年以降、65条2項は、新たな連邦構成主体の連邦への編入を認めている。2014年にウクライナからクリミアを奪取した時、ロシアは同条に基づきクリミアを2つの連邦構成主体として編入した¹⁷⁾。大統領候補者の要件に関する81条2項には、新たな拡張的要素が設けられた。大統領は、外国籍を保持または外国に住所を持つことを禁止されるが、この制限は大統領候補者の経歴にも適用される。かつて外国籍を保持していた、または外国に住所を有していた場合、その者は大統領選に立候補することができない。新たな81条2項2段は、ロシアの領土のうち、恒常的に連邦の一部であったわけではなかった地域が、外国の領土とみなされるわけではないことを明示した。すなわち、2014年以前にクリミアに居住していた者が、クリミアのロシア編入が2014年の出来事であったということを理由に大統領候補から除外されることはない。かかる規定が、プーチンが大統領を統投することを容易にするためのものではなく、「新たな領土」に対するロシアの主張を強化するものとし解釈し得ないことは、明白である。

世界におけるロシアの位置づけに関するこれらの憲法改正は、国内の権力配置に関する改正と同様、ロシアが強国であるということに加えて大国でもあるということを要求するロシアの伝統的国家観と一致する。(民族的意味での)ロシアの核心部分を守るため、ロシアという国家は、ロシアを外敵から守るための「防疫線(cordon sanitaire)」を非ロシア地域において保有するか、少なくともそのラインを支配する必要がある。この独特な理解を通して、ロシア的植民地主義の特異な性質を説明することができる。ロシアの植民地は、基本的に移住植民地ではなかった。経済的搾取の対象でもなかった。ロシアの植民地は、植民地主義の第三の形態をあらわしている。ロシアは、植民地を政治的および軍事的支配のために保有し、前述したように、ロシアに反目し常にロシアの破壊を企てているとされる外敵に対する緩衝地帯としてきた。ロシアの伝統的な世界観に立ち返るならば、ロシアがかかる緩衝地帯を再構築しようとしていることは明白である。これは主に「近い外国」に関するものであるが、旧ソ連圏を超え、ロシアがNATO軍の撤退を要求している東欧にも及ぶ。

17) 2014年改正憲法65条1項が列挙するように、「クリミア共和国」および「セヴァストポリ特別市」のことである。

18) ロシアの議論では、国家の承継に関する文言を憲法に導入することで今日のロシアをソ連の帝國的伝統に結びつける主張が大々的に述べられている。Suren Adibekovich Avak'yan, "Slovo vlast' ne dolzhno pugat'," Zakon (2021) 12: 8-16.

(2) 憲法改正をどう捉えるか

(a) 民主的立憲主義

民主的立憲主義の見方によれば、世界におけるロシアの位置づけに関する新たな条文は、ロシアの孤立的な傾向を生じさせ、1993年憲法におけるポスト権威主義的な「国際社会への」「収斂」に敵対する。ロシアの主権および領土の一体性と同様に、帝国および孤立主義的なソ連との連続性を強調し、上級公務員を外国の経済その他の接触から孤立させることは、ロシアを一般的な国際社会から遠ざけている。「同胞」に関する規定は、ソ連崩壊が取り残した課題に対処するもののようにみえる。結局、連邦憲法の拡張的性質を強化することは、民主的立憲主義の目には、国際法上の諸原則に違反する可能性があるように映るのである。

国家の承継と「同胞」に関する規定を、30年も経過した後に憲法に組み込むことをロシアはなぜ不可欠と考えるのかを民主的立憲主義は説明することができない。というのも、特にこの2つの問題については、まさに1991年にロシアにとって納得のいく形で決着しているからである。また、上級公務員に対して国外の住所や資産等を禁ずる規定を、なぜ法律から憲法レベルに引き上げたのかも説明することができない。現に存在する法律の合憲性に関する疑いを、憲法改正により解決しているという理解もあろう。しかし、「なぜ今なのか」という問いに対する答えは、民主的立憲主義の観点からは得られない。

(b) ポストコロニアル理論

ポストコロニアル理論の見方によれば、今回の憲法改正は、ロシアの自己定義の明確な再設定を意味する。1993年憲法が、ロシアを、植民地帝国の消滅を受け入れ自己完結した、国際的にも受け容れられた国家であると定義づけた一方で、2020年憲法改正は、ロシアを、かつての帝国を再建し、あるいはより巨大な帝国を作り上げようとしている国家として描いている。それゆえ、ロシアはかつての帝国(ソ連)を法的に承継し¹⁸⁾、「同胞」という言葉を、他の国家、とりわけ「近い外国」にある旧植民地に干渉するためのテコとして使用しつつ、ロシアの内政に対する外国からのあらゆる干渉に対して激しく反対している。そして、外からの影響を受ける可能性を減らすため、ロシアにおいて指導的地位にある公務員を外国との接触から遠ざけている。

端的に言えば、これらの憲法改正条項は、ロシア

に帝国の中心たる新たな役割を背負わせるために役立つものである。また、そのタイミングを説明するものでもある。かつて植民地の中心にあった国が、まず帝国の消滅を受け容れ、一世代後に帝国のノスタルジーに回帰するのは珍しいことではない。

7 国内法と国際法の世界のつながり

——国際法の国内における位置づけ

(1) 憲法改正の内容

1993年憲法は、国際法を国内において妥当している法源として承認し、国際法の世界に溶け込んだ。かかる条項は現在も存在するが、2020年憲法改正は新たな層を付け加えた。

改正後の79条は、国内法は国際法に優位すると宣言している。ロシア連邦が署名した国際条約に基づきある国家機関が採択した決定がロシア憲法に反するとき、ロシアにおいて右決定を執行することはできない。この条文は、主に欧州人権裁判所を念頭に置くものであるが、すでに二国間二重課税防止条約にも適用されている。この新規定は、国内法と国際法の立場を逆転させるものであり、「国内的例外」が認められない限りで存在しうる国際法は、最終的にその存在意義が問われることになる。

新たな125条5項の1第2号は、憲法裁判所をその監視役とすることによって国際法に対するロシア憲法の優位を正式なものとした。憲法裁判所には、ある国際機関の決定がロシア憲法に違反するか否かを審査する権限と手続が付与された。憲法裁判所のこの権限は、2015年以降、法律レベルで存在していたものである。

(2) 憲法改正をどう捉えるか

(a) 民主的立憲主義

民主的立憲主義の見方によれば、憲法改正は、ルール・ベースの国際社会とロシアを引き剥がすものである。ロシアが国際法の下で負う義務に対するロシア憲法の優位性を認めることで、ロシアは国際法の拘束力に異議を唱え、国際政治の世界におけるルール・ベースの性質を否定している。

民主的立憲主義の下では、上記の事実を指摘した上で、今回の憲法改正を権威主義的というよりはむしろ孤立主義的な後退であると捉えることができる。ただし、民主的立憲主義は、なぜロシアが国際法の世界から身を引いたのかを説明することができない。

(b) ポストコロニアル理論

ポストコロニアル理論は、さらなる追加的な説明を提示する。ロシアは、再び帝国になることを望んでいる。ロシアは、この目的のため国家権力を「強い男一大統領」に集中させ、世界における自らの位置づけを再定義した。これらはすべて、ロシアという国家とその指導者の帝國的願望の道に割り込む障害を排除するための手段として読み解くことができる。

国際法の拘束力からの引き剥がしにも同じパターンが当てはまる。国際法もまた、新帝国の野望の障害物となりうる。国際法は、すべての国家の形式的平等と主権の平等に基づき、外部からの干渉に対して国家の一体性を保護するものである。今日の国際法は、(国際)法の上に立つ超大国にとっては本質的に有害である。新植民地主義にとっては、確かに有害である。

それゆえ、国際法はロシアの超大国化および新植民地主義の野望を制約する傾向がある。結果として、憲法改正は国際法をロシア(憲)法に従属させた。今日、ロシアの新帝国主義的野望の標的を国際法が保護するときには、ロシアはいつでも国際法に優位させる新たな条文に頼ることができ、公式に傍若無人にふるまうことができる。その代償は孤立であったが、孤立主義はロシア史の大部分において、ロシアの植民地主義に不可欠のものであった。

8 結論

ポストコロニアル・レンズを通して、ロシアを、かつて帝国の中心でありその地位に回帰しようとしている国として理解することができる。これは、2020年憲法改正の大部分を、一貫して読み解く視座を提供する。しかし、このポストコロニアルの側面を中心に据えてロシア憲法改正を理解することはできない。憲法改正は、ロシアを新帝国主義に適合させることだけを目的としてすべての国家権力を皇帝大統領に集中させているのではない。大統領専制は、純粋に国内的な目的も兼ね備えている。プーチン個人の権力基盤のさらなる強化がその一例である。

しかし、ポストコロニアル・レンズからは、民主的立憲主義の見地からは得ることのできない、新しい理解の側面を付け加えることができる。このレンズを通して、なぜロシアが専制という古い型に回帰するのか、あるいは今のところ異議を唱えられていないソ連の承継国としての地位を、なぜ30年も経過

緊張下のグローバル立憲主義

—アジアにおける法変容のターニング・ポイントとモデルとしてのロシア憲法改革

アンドレイ・メドゥシェフスキー¹⁾ 中山 顕(訳)

グローバルな発展の現段階において、グローバル立憲主義の普遍的価値、共通の基準、あるいは「常識」の不可逆的な体現として受け入れられた多くの従来の考え方は、認知的持続可能性が損なわれるという奇妙なパラドックスを示している。それらは、学術的な言説、国際社会や政府の政治的アジェンダにおいてはまだ存在しているが、世界の様々な地域の実際の政策決定者にとって、その説得力と現実的な重要性の大部分は失われている¹⁾。この観点からすれば、確立された基準のシステム全体は、現実的なビジョンよりもむしろイデオロギーに基づいているために実効性を失いかねない。ここでは、例外が規則となり、逸脱が規範となり、そして、逸脱または一種の抽象的理念モデルが規範のように見え、これらは政治的または法的現実からかけ離れた状態となっている。

アジア立憲主義を理解するためには、単なる価値論的アプローチは生産的とは言えない。なぜなら、ここからもたらされる研究結果は、ある意味において、結果が全く予測可能な研究仮説そのものを前提としているからである。すなわち、定義上、このタイプの「アジア」ⁱⁱ⁾立憲主義は、西欧理念モデルとは異なり、法の支配の基準を採用するうえで、より変則的で、逸脱した、不整合なものを示しているからである。この結論には何の新味もない。より興味深いのは、対外政策や対内政策の現実世界のなかで、それを実施するための多様な憲法戦略やその形態を採用する際の認知的動機と意思決定プロセスの内的論理に関する問題である。このような憲法工学の論理は、なぜそんなにも流動的なのか、そして、認知的動機は、世界の異なる諸地域や国々の憲法プロセスの構造、インセンティブ、結果を想い描くうえで本当に重要なのだろうか。

本稿は、この比較の観点から、ユーラシア、アジ

ア、そしてグローバルな憲法発展にとっての、2020年のロシア憲法改正の役割を理解しようとするものである。

1 国際立憲主義における二つの相反する傾向としての統合と断片化

明らかに、グローバル立憲主義は、冷戦終結後の「リベラリズムの勝利」の時代に発展した国際的な法的統合のための主要な理論的基盤、形式、実践的手段となっている。憲法をつくるということは、ヨーロッパ的および国際的な法秩序の新しい形、すなわちグローバルでトランスナショナルな、あるいは国際的な憲法(ヨーロッパ法が主な例である)²⁾をつくり出すために、すべての関係国が国際憲法と国内憲法の収斂プロセスの採用にコミットすることを意味する。これらの秩序の構造は、グローバル立憲主義、地域的立憲主義、二国間の枠組みという3つの主要なレベルに基づいており、正統性、権威、妥当性という3つの基本的な特徴に根ざしている。これらは、国際法、憲法および行政法に関する一般的に採用されている規範の体系と同様に、グローバル・ガバナンス体制の基盤を形成している。

この傾向は、これまで主に西側諸国(EU)とその一部の関連地域または関連国(ラテンアメリカ)で実践されてきたが、ユーラシア(ポスト・ソビエト地域)やアジアにおいてはますます困難になってきていることがわかる。その実行を妨げる決定的な要因は、(国際的な対話の参加者すべてに共通するものとされている)基本的な価値観ではなく、異なる世界の諸地域やアメリカ、ロシア、中国、インドなどの大国と呼ばれる国々、さらには地域的な国家連合を含む、それらの経済、安全保障、政治の優先順位といった諸利害にあるようである。このような状況

してから憲法に組み込んだのかを説明することができ

る。ポストコロナル・レンズは、「伝統的」家族構造を強化するために改正された条文にもさらなる光を当てうる。新たな114条1項3号が規定する「家族の伝統的価値の保護」は、ロシアを帝国の中心に回帰させることと直接に結びつくものではないことは明らかである。しかし、これは「近代性」の放棄であり、同時に(ツァーリ、ソヴィエト)ロシアが帝国であった時代への意識的な転換である。市民の日常生活を巻き込む社会構造も、これらの時代と一致するものでなければならない。それゆえ、「伝統的」家族構造は、概して2020年憲法改正の反近代性の重要部分であり、再び宗主国になるという新植民地主義の自己定義を強化するものである。このようなものは、この21世紀初頭においては反近代的な時代錯誤である。

ポストコロナルの側面は、ロシアの憲法文化において前例がないわけではない。ロシアは、1991年においても、また1993年憲法においても、植民地支配を完全に放棄したわけではなかった。ソ連の終焉とロシアの独立以降、民族的なロシア的中心は、サバルタンである非ロシア的周辺を支配し続けた。2020年憲法改正がもたらす変化により、ロシアの植民地主義的野望はもはやロシア連邦の領域内にはとどまらず、外の世界、すなわち「近い外国」、特にウクライナにも波及し、さらに広がっていくだろう。これは、例えばシリアやリビアへのロシアの関与が示す通りである。それゆえ、2020年憲法改正とその植民地主義的な側面は目新しいものではなく、むしろ実際には決して放棄されてこなかった傾向が強化されたものである。それらは質的というよりはむしろ量的なものである。

結論は以下の通りである。ポストコロナル・レンズをロシア憲法および憲法改正に適用することにより、ロシアの憲法動態に関するより多くの示唆を得ることができる。ロシアの事例分析は、必要に応じて変化させることで、憲法動態に関する一般的なポストコロナル理論に組み込むことが可能である。ロシアは、過去の植民地時代の影響下にある旧宗主国のもう一つの事例研究を提示している。それは、これまでのところ、最もあからさまで暴力的な、新植民地主義への後退なのである。

【訳注】

- i) 阪南大学国際コミュニケーション学部専任講師
ii) ロシア語の形容詞は、修飾する名詞の性・数に応じて語尾変化する。「Rossiiskaya」と「Rossiiskii」は同一の語であ

り、両者とも民族的意味を持たない「ロシアの」を意味する。

iii) 改正憲法67条の1第1項「ロシア連邦は、その領域においてソヴィエト社会主義共和国連邦の承継国であり、国際機構および国際機関における構成国としての資格、国際条約への加入、ならびにロシア連邦領域外における国際条約の定めるソヴィエト社会主義共和国連邦の債務および資産に関するソヴィエト社会主義共和国連邦の法的承継国(法的後継国)である。」

iv) 改正憲法69条3項「ロシア連邦は、国外に居住する同胞に対して、その権利の行使、その利益保護の保障およびロシアの文化アイデンティティの保存を支援する。」

(Herbert Küpper 東欧法研究所所長)

(しばた・せいぎ 阪南大学専任講師)

1) Medushevskiy A. Global Constitutionalism and Legal Fragmentation// Studia Iuridica Lublinensia, 2021. Vol. 30 (4). P. 393-440.

2) Koskenniemi M. From Apology to Utopia: The Structure of the Legal. Cambridge: Cambridge University Press, 2006.

において、国際的立憲主義における統合プロセスの可能性は、国連機関、その安全保障理事会、国際司法裁判所の仲介者としての役割が、世界の政治アクターが益々分極化していくことをしばしば解決できないのと同様に、あまり大きくないように思われる。実際、国連憲章は、世界憲法の原型であると解釈する著者もいるが³⁾、このような役割を担ってはいない。

国際情勢における断片化もまた、グローバルな法発展における競合する傾向である。グローバルな発展の現段階において、統合よりも断片化が、国際的価値よりも国益が優勢であり、発展途上国が国際法の支配的システムを見直す意思を強めていることが示されている。反グローバル主義者の憲法アジェンダの理論的背景は、批判学派や国際法への新しいアプローチ (New Approach to International Law・NAIL)、国際法への第三世界アプローチ (Third World Approach to International Law・TWAIL)⁴⁾ などの様々な知的潮流によってつくり上げられた。現在の法的グローバル化の傾向が、理論的に矛盾し、道徳的に受入れ不可能で、実際の道具として危険でさえあることを、これらは全て表している。国際法に対するこの批判的アプローチには、その理論と方法論の再考⁵⁾、その伝統的な読解の拒否、グローバル地域の地位の変動の再考、歴史的な不均衡の矯正、そしてターゲット指向の変革の模索が含まれている。この国際システムは、批判的な人々にとっては、アジア地域を含む世界の非ヨーロッパ圏に対する支配を維持するために西洋諸国によってつくられたものと解釈され、不公平であるように思われている。

2 グローバル・イースト——アイデンティティを模索するアジア立憲主義

グローバル・ノースあるいはグローバル・ウェス

トと競合する形で、グローバル・イーストの特別な利益の保護を構想するということは、おそらく、国際立憲主義の主流プログラムを再考する際の主要項目であろう。このなかで、アジア地域の位置づけは、非常に重要である。アジア地域は、グローバル立憲主義の一部なのか、それとも、国際法およびその将来についての別のビジョンのみならず、主として異なるアイデンティティ、価値観、伝統に基づくもう一つの構想なのだろうか。

アジアの法的アイデンティティに関する現在の議論には、2つの対照的な立場がある。一部の専門家は、国際法へのアジア共通のアプローチが本当に存在するか、あるいはいずれは可能であると考えている⁶⁾。アジア地域は、各国間の大きな差異にも拘わらず、グローバルな挑戦者としての共通のビジョンという点では、法的統一への傾向が強まっていることを示してきた。この立場の根底には7つの論拠がある。すなわち、概念の拡散、統一されたアイデンティティ、集団的利益、統一された規範および事実、共通のプロセス、統一された成果、である⁷⁾。

別の専門家たちは、アジアの法制度が非常に異なっていることから、このアプローチには同意していない⁸⁾。彼らは、もう一つの傾向、すなわち、アジアにおける断片化と国家指向の憲法アジェンダを強調している。その結果、アジアの憲法発展には目に見える非対称性が生まれ、個々の地域や国の法的アイデンティティが模索されることになったのだとする⁹⁾。

アジアの憲法モデルの類型化は、さまざまな基準に基づいて可能である¹⁰⁾。その中でも我々の研究にとって最も重要なのは、現在形成中のグローバル立憲主義のシステムにおいて、アジア諸国をどのように位置づけ得るのかということである。アジアの憲法制定モデルを分類すると、グローバル立憲主義への適応戦略の多様性が明らかになる。概略的に見れば、以下の5つの主要なタイプがある。

1) 同化 [圏点部分は、イタリック。以下同じ。]——日本では、立憲主義は準国産品であり、アメリカとこの地域の伝統文化のハイブリッドであり、絶対平和主義の独特なシステムである(9条)¹¹⁾。この概念を北東アジア地域全体の市民社会のための建設的なプログラムとして解釈する著者もいる(いわゆる北東アジア地域行動計画 [東京アジェンダ] は、2005年にグローバルな立憲主義の推進戦略として、このグループの国々にとっての共通のプラットフォームとして宣言された)¹²⁾。

2) 国民的伝統の漸進的変容——インドは、歴史的に異なる宗派の価値観に基づく多種多様な法的伝統を持つ国の最も良い例であろう。これらの伝統は、アングロサクソン (イギリス) に共通する憲法基準に従って再評価されたが、安定性、平和的發展、近代化の目的に慎重に配慮している¹³⁾。

3) キャッチアップの成功した近代化——多くの論者によれば、韓国は、多くの憲法上の実験を経て、立憲民主制と独立した憲法裁判の創設によって、このオプションを実現したとされている¹⁴⁾。

4) 不均質な憲法近代化¹⁵⁾——1990年代のリベラリズムの勝利の時代にフィリピンやインドネシアでは普遍的な法的基準を受け入れたが、後に分断社会という現象に直面し¹⁶⁾、あるいは国家独自の道¹⁷⁾ や憲法ポピュリズム¹⁸⁾ のような形で保守復古への傾向が強まっている。

5) 法的自決のための西欧立憲主義の完全否定——中国は、グローバル立憲主義の公然たる敵であり、古典的な形態のウェストファリア・システムの最も強固な提唱者であり、主権と権威主義的な政府の支持者である。中国は、人権の代わりに儒教とマルクス主義を、市民的および政治的権利の代わりに経済的および社会的権利の優越を、民主的選挙の代わりに教育(または情報を得た上での参加)を、民主主義の代わりに実力主義をとった、アジア独自

の価値観に基づく立憲主義の代替ビジョンを生み出している。グローバル立憲主義に対する中国のアプローチは、しばしば欧米の学者により「修正主義」、「逸脱」および「例外」と解釈されるが、それは、通常、形成過程のグローバル立憲主義に関連する一連の規則や道徳的優先順位と明確に矛盾しているためである¹⁹⁾。

アジア地域は、世界の変化に対する共通の認知的な態度、意図および反応を持っているにも拘わらず、50を超える国々の間には大きな差異があり、法的断片化と国家指向の憲法アジェンダへの傾向が強まっていることを示した。その結果、アジアの憲法発展の非対称性が目に見える形で示された。すなわち、アジア共通の法的アイデンティティの不在、国家平等なる原則の尊重よりも国際システムにおけるヒエラルキーの優先、ポストナショナルまたはトランスナショナルな概念ではなくウェストファリア的主権概念の再生、個々の国家の法的アイデンティティの探求である。このような憲法形態の多様性は、異なるアジアの小地域、文化、民族主義的信念に係る植民地時代およびポスト植民地時代の過去と現在の現実的利益に深く根ざしている。このような多面的な発展は、グローバル立憲主義のアジェンダが変容するなかで、グローバル立憲主義により確立されたものの受容者となるのか設計者となるのかという、「アジア的価値」のまったく異なる役割に道を開いている。

3 国際的なパワーゲームにおけるユーラシアのポスト・ソビエト立憲主義の不安定な位置づけ

いわゆるポスト・ソビエトの憲法転換は、西側タイプのグローバル立憲主義の枠組みにおける地域諸国の統合と、かたや支配エリートの権力の安定と維

3) Fassbender B. The United Nations Charter as the Constitution of the International Community. Leiden: Nijhoff, 2009.

4) CM.: Mutua M. What is TWAIL? // American Society International Law Proceedings, 2000. Vol. 94. P. 31-40; Gathi J. TWAIL: A Brief History of its Origins, its Decentralized Network, and a Tentative Bibliography // Trade, Law and Development, 2011. Vol. 3. N. 1. P. 26-48.

5) Okafor O.C. Critical Third World Approaches to International Law (TWAIL): Theory, Methodology, or Both? // International Community Law Review, 2010. Vol. 10. P. 371-378.

6) Jin-Hyun Paik, Seok-Woo Lee, Kevin Y.L. Tan (Eds.). Asian Approaches to International Law and the Legacy of Colonialism. Routledge, 2012.

7) Bhandari S. Global Constitutionalism and the Path of International Law. Leiden: Brill-Nijhoff, 2016.

8) Chimni B.S. Is There an Asian Approach to International Law: Questions, Thesis and Reflections // Asian Yearbook of International Law, 2008. Vol. 14. P. 249-265.

9) Belov M. (ed.). Global Constitutionalism and Its Challenges to Westphalian Constitutional Law. London: Hart, 2018.

10) Suami T., Kumm M., Peters A., and Vanoverbeke D. (eds.). Global Constitutionalism from European and East Asian Perspectives. Cambridge: Cambridge University Press, 2018.

11) Higuchi Y. (Ed.). Five Decades of Constitutionalism in Japanese Society. Tokyo: University of Tokyo Press, 2001.

12) Kimijima A. Global Constitutionalism and Japan's Constitutional Pacifism, 2011. P. 43-60. Available at: http://www.ritsumei.ac.jp/ir/isaru/assets/file/journal/23-3_03_Kimijima.pdf

13) The Constitution of India. With Selective Comments by P. M. Bakshi. New Delhi: Universal Law Publishing Co., 2003.

14) Kang-nyeong Kim. Korean Politics and Diplomacy in the Global Society. Shinji Press, 2011.

15) Piccone T. Five Rising Democracies and the Fate of the International Liberal Order. New-York: Brookings Institution Press, 2016.

16) Choudhry S. (ed.). Constitutional Design for Divided Societies: Integration or Accommodation? New York: Oxford University Press, 2008.

17) See, for example, Reynolds C.J. (Ed.) National Identity and its Defenders: Thailand Today. Bangkok: Silkworm books, 2002.

18) Daly T.G. Democratic Decay in 'Keystone' Democracies: The Real Threat to Global Constitutionalism? International Journal of Constitutional Law (2017). Available at: <http://www.icconnectblog.com/2017/05/democratic-decay-in-keystone-democracies-the-real-threat-to-global-constitutionalism-i-connect-column/>

19) Carrai M.A. Global Constitutionalism and the Challenge of China's Exceptionalism // Global Constitutionalism without Global Democracy? Ed. by C. Coradetti and G. Sartor. Working Paper LAW 2016/21. Badia Fiesolana: European University Institute, 2016, P. 95-113.

持のための独自の道の模索という、二つの衝動の相克を極めて明確に示している²⁰⁾。狭義のポスト・ソビエト地域（旧ソ連邦）の憲法発展は、比較の観点からいくつかの特殊な特徴を有している。

1) ソ連崩壊後に初めて独立を宣言し、歴史的に立憲的伝統を持たなかったこの地域のすべての国々におけるポスト・ソビエト立憲主義の不均質な性格。この状況は、おそらく、国制、主権および国民アイデンティティに対する似たような挑戦に直面している世界の他の地域におけるポスト植民地主義の新生国家の状況に比肩するものであろう。

2) 憲法制定期に検討される憲法モデルの多様性。それは「後発的特権」現象の実例である。すなわち、異なる外国のモデルを採用する理論的可能性、より先進的ないしは保守的な国々から自発的に移植する可能性、あるいはむしろ、異なる法文化において、その歴史的起源を批判的に考慮することなく、それらを試す歴史的可能性を有することである。

3) 予測不可能で論争的となる憲法上の優先事項の選択。その部分的な修正から、以前は認められないと拒絶されていたモデルの採用にまで及ぶ。その結果、さまざまな国で独自に発展した異なる憲法制度から採り入れられた憲法ブロックの折衷的な混成が生じることになる。

4) 憲法改正の正式な手続きにあまり敬意を払わないまま、採択された憲法が何度も改正されること。それは、それぞれの国に深く根ざした憲法文化がないことを示している。

5) 安定した憲法デザイン（統治システム）の不在。すなわち、法的論理よりも政治的論理に動機づけられ、中立的な憲法裁判の欠陥を伴う、権力均衡プロセスの永続的な模索。この不安性の一部は、ポスト・ソビエト地域のほとんどの国において持続可能な地位と真の独立からかけ離れた憲法裁判の役割が不安定なことに起因している。

6) 重大な憲法上および司法上の判断が最終的なものであるかをめぐる未解決の問題。どんな新しい憲法や改正案が採択されようとも、議論は通常終わりを迎えることがなく、多くの新たなプロジェクトや提案の束が提起される。この「憲法ゲーム」は、首尾一貫した実質的な法的言説というよりも、政党

や権力集団の政治的自己認識の一種として現れる。

7) トルコ、イラン、アフガニスタンなどの近隣諸国の立場のみならず、ロシア、アメリカ、EUおよび中国といったこの地域のグローバル・アクターの立場と自らの憲法上の実験とを調和させるポスト・ソビエト地域のすべての国々にとっての切実な必要性。

この地域の憲法発展における方法を区別すると、以下の3つの主要な戦略を確認することができる。

① いわゆる「カラー革命」。これは、ソ連崩壊後にロシアやその地域の多くの国々で自ら採用したロシアモデルに代わる議会モデルを、直接的に、時には違法に模索することである（モルドヴァ、ジョージア、キルギス、2014年以前のウクライナ、2016年のアルメニアのカラー革命）。

② 大統領制から「大統領制と議会制の」混合体制への移行という形で、権威主義政権が自己の権力維持のために行った「漸進的な」段階的憲法改革戦略（カザフスタン、2014年以降のウズベキスタン）。

③ 実質的な憲法改革を回避すること、または化粧直しによって実行される疑似改革が行われることによって、硬直した機械的な法的安定性を確立すること（アゼルバイジャン、ベラルーシ、トルクメニスタン、2014年以前のウズベキスタン）、そうでなければ、既存の憲法保障や手続きを全く考慮しない流血クーデターや革命（2010年キルギス、2014年ウクライナ、2021年カザフスタンのクーデター未遂²¹⁾）。

改革のアジェンダの法的および政治的パラメーターのこのような相互関係から、検討対象地域の不安定な憲法近代化プロセスの重要な共通特性と、すべてのポスト・ソビエトの制憲者にとって、積極的もしくは消極的に主要な方向付けを与えるロシア憲法モデルの役割とが明らかになる。

4 比較の観点から見た 2020年のロシア憲法改正

反グローバル主義者の政治的転回は、国際的な立憲主義における断片化プロセスの結果であると同時に手段ともなった。この新しい傾向とその理論的背景は、体系的かつ明確な形で、2020年のロシア憲法改正に表れている²²⁾。1991年のソビエト連邦と共産

主義の崩壊後に採択された1993年ロシア憲法は、当時の最もリベラルで親西欧的な法令の一つとなったが、その後、さまざまな改正によって保守的な法ポピュリズム²³⁾、立憲的権威主義へと変容しているようにみえた。その心理的要因は、ロシア国家の歴史的伝統²⁴⁾、ソビエト的な精神的ステレオタイプ²⁵⁾、公式と非公式の慣行の独自の組み合わせ²⁶⁾に根ざしていると言われるが、同様に変容期の困難と過ちによって動機づけられてもいる²⁷⁾。

ロシア憲法は、過渡期の一時的な憲法的解決策として設計され、（国際人権条約に基づく）リベラルな法制度と、民主化プロセスの主力であり、そのプロセスが退行しないための守護者であると解釈される大統領権力の、より権威主義的な構成との独自の総合を生み出した。採用された統治形態は、形式的にはフランス第五共和制の大統領・議会モデルに類似していたが、このシステムのいくつかの重要なチェック・アンド・バランスを回避するものであった。実際には、この構造がために、過大な大統領権力と人格化された統治を伴うプレビシットの権威主義体制への道が敷き詰められたのである。このロシアの憲法と政治システムの「権威主義的要素」は、ポスト・ソビエトのすべての政治的議論の主要な問題であり、あらゆる現在の憲法近代化プロジェクトの主要なテーマとして位置づけられてきた。

2020年ロシア憲法改正によって生み出された鍵となるイノベーションは、この権威主義的後退を継続させたが、それを新しい形、すなわち、より体系的、構造的、かつ、凝集的な形で表現した²⁸⁾。つまり、グローバル化と断片化が競合するなかで顕現した次の3つの広範な規制領域を反映していたのである。

第一は、国際法に対する新しいアプローチである。憲法で定められているように、批准された国際条約が国内法より優先されることは変わらないが、新しい改正によれば、これらの条約に基づいて行わ

れた国際裁判所のすべての判決は、ロシア憲法または国の公序に反するというだけで、国内の憲法裁判所によって覆される可能性があるものとされた。その結果、人権の新しい解釈、つまり、自然権および基本権の優越の絶対的保障から、政治体制にではなくとも、国家に対する個人の義務という文脈で形成される、より条件付きの解釈へと徐々に移行していった。多くの政治的に微妙なケースをめぐる欧州人権裁判所とロシア憲法裁判所の長い議論は、ロシアが欧州評議会と欧州人権裁判所の管轄権から決定的に離脱するよりも以前に論理的な結末を迎えた。

憲法改正の第二の分野は、国内規制におけるイデオロギー的な優先順位に関わるものである。国際法に対するこのような態度は、グローバル化の消極面から国を法的に保護し、国内法の伝統の役割を変容させ、それは、この憲法改正によって国内法秩序の基礎として見直された。憲法改正のアジェンダは、共通の国民アイデンティティの感覚を提供するために、時間と空間、そして生活感覚の面における新しい認知上の方向付けを行った。すなわち、共通の歴史、言語、宗教的および愛国的感情の共有、伝統的なジェンダー秩序、伝統的家族観、年長者その他「祖国のために戦った者」への敬意などの面である。新しい社会契約は、このようなイデオロギー構築の一部である。それは、自由市場経済ではなく、連帯主義に基づくもので、最低賃金、インフレ水準に応じた給与と年金の物価スライドなど、国家が提供する社会保障に基礎づけられた忠実なシティズンシップである。憲法原則としての多元主義が削除されることはなかった。それでも、保守主義が国家の準公式的教義として公然と宣言されている。

第三の規制分野は、対外政策および対内政策における強力な国家という概念を反映したものである。この憲法改正は、国民主権や国家主権としての主権の保護に主な関心を寄せていた。この憲法改正においては、以下の3つの重要な項目の再評価を意味し

20) Fruhstorfer A. Hein M. (Eds.). Constitutional Politics in Central and Eastern Europe. Berlin: Springer, 2016.

21) Medushevskiy A.N. Tendentsii postsovetskikh politicheskikh rejimov v svete noveishey volny konstitucionnykh popravok [Post-Soviet Political Regimes in the Light of Current Amendments Wave] // Social Sciences and Contemporary World [Obschestvennyye nauki I sovremennost'], 2018. № 2. P.49-65.

22) Konstitutsia Rossiyskoï Federatsii s Poslednimi Izmeneniami na 2022 god [Constitution of the Russian Federation with Recent Changes held on 2022]. Moscow: Ecsmo, 2022.

23) Crawford C. et al. (ed.). Populism as a Common Challenge. Berlin-Moscow: ROSSPEN, 2017.

24) Bodin P.-A., Hedlund S., Namli E. (Eds.). Power and Legitimacy – Challenges from Russia. London and New York: Routledge, 2012.

25) Plotnikov N. (Hrsg.). Gerechtigkeit in Russland. Sprachen, Konzepte, Praktiken. München: Wilhelm Fink, 2019. S. 423-460.

26) Medushevskiy A.N. Russian Constitutional Development: Formal and Informal Practices// BRICS Law Journal, 2019. Vol. VI. Issue 3. Special Issue: Russian Constitutionalism: 25th and 100th Anniversaries of the 1993 and 1918 Constitutions. P. 100-127.

27) Osnovy Konstitutsionnogo prava Rossii: Dvadsat' Let Razvitiya [Fundamentals of the Russian Constitutional Law: Two Decades of Development]. Moscow: ILPP, 2013.

28) 2020年ロシア憲法改正の分析については以下を参照。1) Konstitutsionnaia reforma 2020 s pozicij teorii legitimnosti [Constitutional Reform of 2020 in a framework of Legitimacy Theory] // Theoretic and Applied Jurisprudence [Teoreticheskaia I prikladnaia jurisprudentsia], 2020. № 4. C. 15-30; 2) Konstitutsionnye popravki v Rossii 2020 kak politicheskii project pereustroystva gosudarstva [Constitutional Amendments in Russia as a Political project of the State Transformation] // Public Politics [Publicnaia politika], 2020. T.4. № 1. C. 43-66; 3) Perechod Rossii k konstitucionnoy diktature: razmyshleniya o znczenii reformy 2020 goda [The Move of Russia to Constitutional Dictatorship: Reflections on Russian 2020 Constitutional Reform] // Comparative Constitutional Review [Sravnitel'noe konstitucionnoe obozrenie], 2020. T. 136. № 3. C. 33-50.

ている。

1) 1917年のロシア革命と1991年の国家崩壊により断絶した、ロシア連邦のソビエト連邦との法的連続性およびロシア帝国との文化的（政治的）連続性の回復。

2) 国境の変更不可能性の宣言とそれに関する議論の禁止（統合の権利についてのみ議論が可能で、いかなる領土へもロシア国家から離脱する権利については議論ができない）。

3) 「エリート」の国有化。それは、高官に対して二重国籍や外国の銀行に口座を持つ可能性などを制限するシステムである。さらに、世界中のロシア国民をあらゆる種類の差別や圧力から保護することを宣言している。このことの重要性は、ポスト・ソビエト地域全体に対してロシアが政治的に責任を負う地域であることを公式に宣言していることに現れている。

5 現在の変容過程におけるロシアの国制

宣言された憲法改正の法理論は、連邦制国家とその主要諸機関の統一性というコンセプトである。このコンセプトは、憲法改正のテキストに導入された「公権力の統一的体系」原則によって表現される。現代のロシアの法秩序にとって、これは5つの主要な分野における憲法変容を意味する。

1) 連邦制を一層集権化し、連邦、連邦構成主体および地方自治体を統一的な垂直的公権力に組み込むことによって、それらの3つの規制レベルの間の対立の可能性を防止するための連邦制の新解釈。

2) 調整された国家の構造全体のなかで最も危険の少ない機関へと上院（連邦会議）を変革させるための二院制の見直し。この目標は、大統領権力への忠誠度をより高めるように変革されたこの機関の形成原理によって達成された。

3) 「公権力の統一的体系」の枠組みの中で一元化された垂直的権力の一部としての地方自治体の再建。

4) 機能的な効率性、連邦政府による集権化および調整という観点からの、国会会議、政府、大統領という三者の間での権力分立原則の再解釈。理念的には、これらの組織は、国家機構における機能的役

割によってのみ分割され、大統領権力によって統率および調整がなされる統一的システムとして扱われるべきである。

5) 国際的な義務および連邦法（連邦構成主体の法令を含む）の憲法適合性の審査、さらには憲法改正に関する法律案の審査における憲法裁判の疑わしい役割。一方で、憲法裁判所は、法律の事前統制という新たな特権を獲得し、立法事項に関して国会会議と大統領の間の最終的な紛争解決のための重要な機関となった。他方では、これら新しい権限の多くは、大統領権力のイニシアティブに基づいた場合のみ、憲法裁判所により行使し得るものとされ、さらに大統領権力は、憲法裁判所の編成ならびに憲法裁判所裁判官の任免に関する新しい特権も獲得して、憲法裁判所を大統領にとってより信頼できる機関へと変えた²⁹⁾。

6 ロシア大統領のメタ憲法的役割

憲法変容の特に重要な領域、おそらく最も重要なのは、大統領権力そのものの位置づけの変更を反映したものである。2020年ロシア憲法改正は、混合制から擬似大統領制への統治システムのさらなる発展を示すものである。

ロシア憲法で当初採用された政治体制は、1958年のフランス第5共和制をモデルとして構築されたが、結果的には、この形態の有する重要なチェック・アンド・バランスは排除された。過去30年の間にその性質は徐々に変容し、混合制と大統領制の要素を併せ持つきわめて独自の制度となった。この制度では、大統領は強力な立法権限を持ち、政府を統制することができるのみならず、議会を解散させることも可能である。これらの制度的調整の手綱はすべて、現実には潜在的君主の役割を果たす全権を持つ国家元首の手に集中している³⁰⁾。そうした権力の人格化された性質は、権力移行問題の戦術的解決に関する改正によって強調された。大統領の任期は形式的には2期までに制限されたが、現在の大統領（ヴラジミール・プーチン）は、この憲法改正の事実そのものにより、さらに2期、理論的には2036年まで権力を維持することが可能となった。

ロシア大統領の新しいメタ憲法的地位は、この変

容の最も特徴的な点である。1993年制憲時の条文で、ロシア大統領は国家元首ならびに憲法および人権の保証人という、ロシア大統領の重要な特権がすでに定められていたが、過去20年続いた、憲法改正、司法解釈、政治実践の結果、大統領の実権は大幅に拡大した。さらに、2020年には、大統領は、国内の平和および合意の擁護者、国の主権、独立、統一の守護者、公権力システム全体の機能的統合の推進者として、象徴的かつ実質的に重要な特権を新たに獲得した（80条）。

この定式化により、国際関係における国家のイデオロギー的および象徴的イメージの表現と促進において、大統領は国内外でのメタ憲法的秩序の重要な要素となっているのである。

7 ユーラシアの法状況にとってのロシアの新しい憲法構想の重要性

古典的な西洋的あるいはリベラルな理解においてグローバル立憲主義の展望が不安定であるが故に、トランスナショナルな実験のプロセス、すなわち過去と未来の主として異なったイメージに基づく立憲主義の新しいモデルの構築、および国際的、地域的または地方的な統治におけるグローバル地域の位置づけに道が開かれている。この実験のプロセスでは、グローバル化と断片化に関する全く多様な構想が明らかにされ、国際関係における対称性または非対称性、法的アイデンティティ、既存の憲法形式と基準の再検討または修正に関する法的グローバル化の新しい現実への適応の形態が示唆されている。この新たな展開にとって重要な問題は、文化的価値と伝統、地域的および国家的利益を維持するために、高い水準の国際立憲主義と安定した統治との間に、近代化と現実政策的アジェンダの実施を含む何らかの信頼できる結合を見出すことができるかどうかにある。

この比較的文脈で、ロシアの2020年の憲法変容は、法的グローバル化の議論における重要な転換点を示している。この変容は、憲法改正という形で実現されたが、形式的には、（変更不可能な第1章、第2章および第9章に固定された）1993年以来の国の法的継続性を促進する基本的なリベラルな価値と決別することがなかった。他方で、（第3章から第8章までの）改正の大部分は、実体的な観点からも手続的な観点からも、法的なクーデターを示している。50以上の条文が直接的または間接的に変更され、憲法の目的論理全体が再定義され、改正手続もこの憲法改正の過程で実質的に見直された。古い憲法の

形式は、新しい規範的な実質で満たされ、極めて一貫した表現で法的および政治的優先事項の変更を反映している。

この憲法変容は、トランスナショナルな立憲主義の単純な拒絶を意味するのではなく、世界の断片化、すなわち最も強力な国々によって導かれるグローバルな諸地域が必然的に非対称化していくことを受け入れたオルタナティブを明確に提案することを意味する。このような形態の国際的立憲主義は、来るべきグローバルな影響圏が再編成されていくことを予見して、価値ではなく、むしろグローバル・アクターの利害に専心するものである。ロシアの政治体制の新しい正統性の方式は、3つの指導原理を組み合わせたものである。国家（地域）主権の保護に厳格に従って限定的に国際法を機能的に受容すること、新帝国主義的イデオロギー様式による高度に中央集権的なシステムの復活、そして、国内および国際関係における政治体制のメタ憲法上の象徴と推進力となる帝王的大統領という過大な大統領権力である。

このシステムの全容の本質は、防衛的立憲主義、立憲的権威主義（立憲独裁）、あるいは権威主義的法治主義という言葉で表現することができる。この政治システムの権威主義的性格は、明らかに国際的なリベラルデモクラシーの基準と相容れないが、来るべき国際的なパワーゲームにおける現実的な効率性を排除するものではない。このように、ロシアの憲法改正は、ユーラシアとアジアの憲法発展にとって決定的な挑戦を形成した。すなわち、進行中の法的グローバル化に適応する2つの正反対の形態として、グローバルなリベラル立憲主義とグローバルな防衛的立憲主義という、攻めと守りの法的戦略のいずれか一方を選択しなければならない。

【訳注】

- i) アンドレイ・メドゥシェフスキー（博士）は、モスクワ高等経済学院教授、法哲学、比較憲法学、政治学を専攻。ロシアの著名な学術誌「比較憲法時評」の学術顧問委員長、「法と公共政策研究所」の指導的専門家でもあり、20冊の著書とロシア国内および国際的な学術誌に500以上の論文を執筆している。
- ii) 本稿の角括弧は訳者による補足を表す。

(Andrey Medushevskiy モスクワ高等経済学院教授)
(なかやま・けん 名古屋大学研究生)

29) Konstitutsionnyi Sud Rossii: Osmyslenie Opyta [Russia's Constitutional Court: Rethinking its Experience]. Moscow: Tsentr Konstitutsionnykh Issledovaniy, 2022.

30) Medushevskiy A. Vozrozhdenie Imperii? Rossiyskaia konstitutsionnaia reforma 2020 na fone globalnykh izmeneniy [The Revival of the Empire? The Russian Constitutional Reform against the Background of Global Change] // Messenger of Europe [Vestnik Evropy], 2020. T. 53/54. C. 82-97. Available at: <http://www.vestnik-evropy.ru/issues/the-revival-of-the-empire-russian-constitutional-reform-2020-against-the-background-of-global-change.html>